

ふくい健康づくり実践事業所 認定制度ができました

募集の
お知らせ

～「従業員の健康が第一」で楽しく幸せな職場に～

県民が生き生きと長生きできる健康長寿社会を実現するため、
従業員の健康づくりに取り組む事業所を
「ふくい健康づくり実践事業所」として認定します！



ふくい健康づくり実践事業所認定制度は、福井県が、全国健康保険協会（協会けんぽ）福井支部と連携して実施します

① 対象

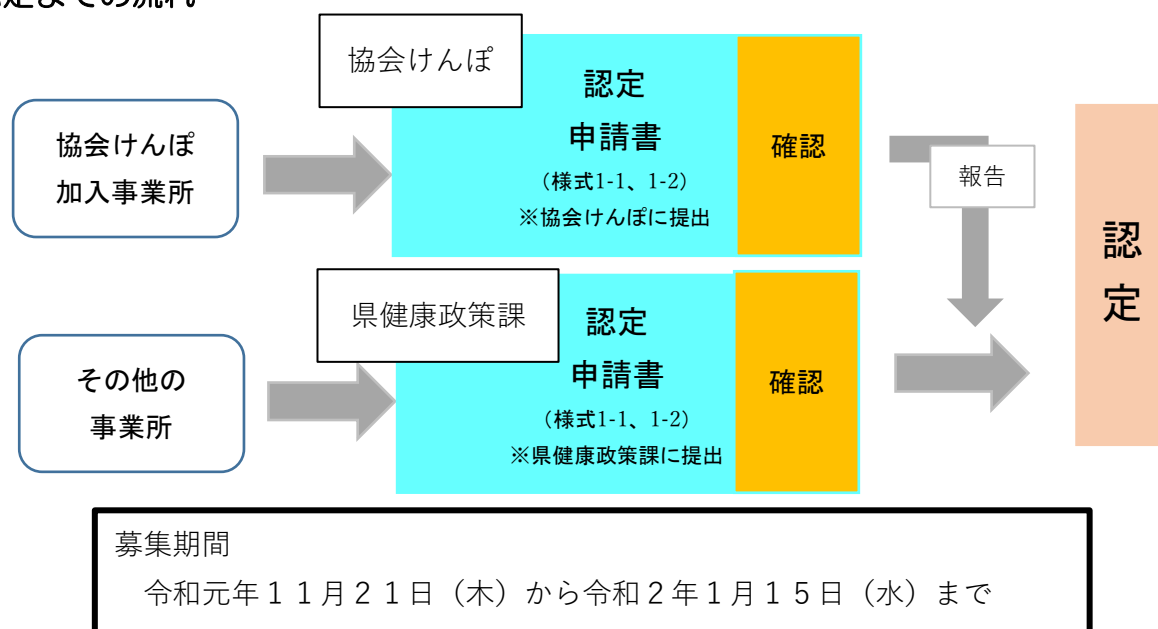
県内に活動拠点がある法人、個人事業者が対象です。

- ・ 認定は本社による一括申請となりますが、県外本社の県内支店等は、支店等の単位でも可能です。
- ・ ただし、過去に経済産業省「健康経営優良法人」認定を受けた事業所は対象外です。

② 認定された際の主なメリット

- ・ 認定基準を満たした事業所に認定証を交付します。
- ・ 最も取組みが優良な事業所には知事賞を交付します。
- ・ 臨床心理士等の優先派遣を受け、メンタルヘルスに関する研修会を開催できます。
(50人未満の事業所が対象)
- ・ ハローワークの求人票で「ふくい健康づくり実践事業所」として記載可能です。
- ・ 健康づくりに取り組む事業所として、県HPに掲載します(承諾を得られた事業所のみ)。

③ 認定までの流れ



○お問い合わせ(申請書の提出先)はこちらまで

協会けんぽ福井支部に加入の皆様はこちら

全国健康保険協会 福井支部

電話 0776-27-8301

住所 〒910-8541 福井県福井市大手3丁目4番1号

その他の事業所の皆様はこちら

福井県健康福祉部 健康政策課 健康長寿グループ

電話(直通) 0776-20-0352

住所 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

※申請書等の様式は下記HPからダウンロードして下さい

URL : <http://www.pref.fukui.jp/doc/O16250/index.html>

福井県庁 健康政策課

検索